

令和8年度 横浜市保育所等利用料のご案内

1. 利用料および副食費の免除対象の決定について

クラス年齢	利用料	副食費(おやつ・おかず代)	その他実費負担
0～2歳児クラス (3号認定)	① 0円～77,500円 (主食費・副食費は利用料に含まれています)		施設により異なります。 (遠足代など)
3～5歳児クラス (1号・2号認定)	無料	② 施設により異なります。	施設により異なります。 (主食費・遠足代など)

- ① 給付認定保護者とその配偶者の市民税額等※により決定される「負担区分階層(A～D27)」、
「保育必要量(標準時間・短時間)」、「きょうだい区分(第1子～第3子)」により決まります。
※「市民税所得割額」に基づきます。ただし、税額控除のうち「調整控除額・所得割の調整額以外の項目(住宅ローン控除やふるさと納税等の寄附金控除等)」は、算定の際に控除対象外と扱うため、実際の市民税の所得割額と異なる場合があります。
- ② 年収360万円未満相当世帯、きょうだい区分第3子以降の児童、生活保護世帯、市民税非課税世帯は免除されます。

【更新時期】

毎年9月に新しい市民税額等で、利用料と副食費の免除対象を決定します。

令和8年4月～令和8年8月の利用料 および副食費の免除対象	令和7年度市民税額※をもとに決定します。 (※令和6年1月1日～令和6年12月31日までの所得で決定)
令和8年9月～令和9年3月の利用料 および副食費の免除対象	令和8年度市民税額※をもとに決定します。 (※令和7年1月1日～令和7年12月31日までの所得で決定)

- ・ 利用料算定の基礎とする年度の市民税が未申告の方等は、**最高階層(D27)となります。**(非)課税証明書等の提出により再算定ができますので、同封の利用料(変更)通知書の根拠となる税額欄をご確認ください。**特に未申告であっても被扶養の方は、市民税が非課税の場合がありますので、(非)課税証明書の提出をお願いします。**
- ・ 給付認定保護者とその配偶者の市民税が非課税の場合は、同居の扶養義務者(祖父母等)を算定対象に加えることがあります。

2. きょうだい同時利用の場合の軽減

以下の【要件を満たすきょうだい】の人数に応じて、児童(本人)の「きょうだい区分(第1子～第3子)」を決定します。(実際の子どもの数とは異なる場合があります。)

※0～2歳児クラス…きょうだい区分第2子は利用料を軽減し、第3子は無料になります。

※3～5歳児クラス…きょうだい区分第3子は副食費が免除されます。

児童(本人)の利用施設	要件を満たすきょうだい
保育所等 認定こども園(保育利用)	児童(本人)より上の年齢のきょうだいのうち、以下の【特定の施設・事業】に在籍している就学前児童(0～6歳までの6学年) ただし、年収360万円未満(市民税所得割額57,700円以下(ひとり親世帯等は77,100円以下))の世帯で、保護者と同一生計の子等は、年齢・特定の施設・事業の在籍に関わらず多子軽減の対象のきょうだいとして数えます。
幼稚園 認定こども園(教育利用)	児童(本人)より上の年齢のきょうだいのうち、小学校1年生～3年生の児童と、以下の【特定の施設・事業】に在籍している就学前児童 (満3歳児から小学3年生までの6学年)

【特定の施設・事業】

幼稚園(※1)、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	届出不要
横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、 児童発達支援及び医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業、 横浜市年度限定保育事業、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	届出必要 ※2

※1 プリスクール、インターナショナルスクール、プレ幼稚園等は対象外です。私学助成の幼稚園を利用中で

「施設利用等届出書」を提出していない場合は「**多子軽減届出書**」の提出が必要です(※2)。(退園した場合も届出が必要です。)

3. ひとり親世帯等に該当する場合の利用料軽減（0～2歳児クラスの負担区分C～D5相当の方が対象）
以下に該当する場合は利用料が軽減されます（負担区分が「C→E0、D1～D5→E1～E5」となります）。
- ・ひとり親世帯（母子・父子世帯、寡婦（夫）で児童を扶養する世帯）
 - ・身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
（いずれの場合も在宅の場合に限ります。）

4. 認定状況に変更があった場合に必要な届出について

世帯状況の変化（婚姻、離婚、家計の主宰者※の変更、障害者手帳等の交付、きょうだいの入退園等）や、市民税額の変更（市外で課税されている方等）があった場合は、利用料等の再算定が必要となるため、必ず区役所こども家庭支援課に届け出てください。届出が遅れた場合、利用料の軽減ができない、追加費用が発生する等の不利益が生じる可能性があります。

※祖父母等と父母の税額を合算して利用料を決定している場合（利用料通知書の根拠となる税額欄の「その他」に記載がある場合）で、父母の収入が生活保護基準を超えている場合は、利用料等の再算定ができます（父母のみの税額で算定を行います）。

5. 各種制度

【減免制度】 詳しくは、利用中の施設がある区のこども家庭支援課にご相談ください。

失職や災害等やむを得ない事情により利用料の支払いが困難となった場合、利用料を減免できる場合があります。

※育児休業や自己都合による退職・転職等に伴う収入減少は対象になりません。

【補給給付制度】 詳しくは、利用中の施設・事業所にご相談ください。

生活保護世帯を対象に、利用料以外に負担が必要な遠足代や制服代等の実費相当分の一部費用を市が負担する制度です。上限は教材費・行事費等（1～3号認定）月額 2,800 円（令和 8 年度）となります。

6. 利用料及び実費負担（主食費・副食費・遠足代など）のお支払い先

利用施設	支払先
私立認可保育所	利用料は原則、口座振替で横浜市へ、実費負担は園へ直接支払い
公立保育所	利用料、給食費（主食費・副食費）とも原則、口座振替で横浜市へ支払い ※他市区町村の公立施設利用者は、施設がある市区町村へ支払い
認可保育所以外の施設・事業	利用料、実費負担とも園へ直接支払い

7. 退園時の手続き

退園する前日まで（必着）に、「認定取消・利用取消申請書」を利用中の保育所等のある「区役所こども家庭支援課」に必ず届け出てください。届出が遅れると、届出日までの利用料がかかります（利用料は在籍日数に応じた日割りとなります。副食費については各施設へお問合せください。）

8. その他

- ・「延長保育料」は利用料には含まれません。その他、利用する保育所等が設定する実費負担額等が必要な場合があります。利用される施設にお問合せください。
- ・里親制度、ファミリーホーム、児童養護施設を利用されている場合の利用料は、利用する保育所等のある区役所こども家庭支援課へお問合せください。

◆問い合わせ先◆

「利用料通知書」または「利用料変更通知書」に記載されている区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。

利用料の決定についての詳細は、横浜市ホームページや保育所等利用案内でもご案内しています



または[横浜市 保育所 利用料]で検索